

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

# 陸 災 防

## フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育開催案内

労働安全衛生法第60条の2において、フォークリフトの運転等の危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その業務における安全衛生水準の向上を図るための安全衛生教育を定期的（概ね5年毎）に行うよう努めなければならないことになっています。フォークリフト運転者が5年毎の受講が出来るよう、事業者は計画をお願いします。

### フォークリフト安全衛生教育開催要綱

1. 日時・場所

会場	開催月日	時間	開催場所	住所
長野	29年2月16日(木)	9:00~16:00	長野県トラック会館	長野市南長池710-3

2. 受講料

一般及び陸災防会員 8,130円 (税込)

○受講料は、下記宛郵便局備え付の「払込取扱票」で窓口かATMで送金願い、現金での受付は致しておりません。尚、「振替払込請求書兼受領証」の写しを受講申込書と共に送付願います。(注) 受講料未納の場合は受け付けいたしません。

郵便振替 口座番号 00560-3-5368

振込先名 陸 災 防

(注) 払込手数料は受講者負担でお願いします。

○受講申込後の取消し及び欠席の場合は、受講料を返却いたしません。  
(労働安全衛生法関係手数料令第7条2項による。)

3. 受講対象者

フォークリフト運転技能講習修了後一定期間（概ね5年）経過した者。

4. 申込方法

○別紙受講申込書により受講希望地を○で囲み、「振替払込請求書兼受領証」の写しを添付し、各開催日の10日前までに陸災防長野県支部宛送付して下さい。

- 申込受付者には受講のお知らせと（受講票）をお送り（FAX）いたします。  
※受講者を変更される場合は、事前に連絡願います。TEL026-254-5171

5. 講習内容（フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト）

- (1) 関係法令
- (2) 最近のフォークリフトの特徴及び荷役運転作業と安全
- (3) 災害事例
- (4) フォークリフトの点検整備

6. その他

講習修了者に修了証を交付いたします。

7. 申込先

〒381-8556 長野市南長池710-3

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）長野県支部

TEL 026-254-5171

写真添付  
2.5×3.0  
3か月以内

## フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

### 受講申込書

ふりがな				※受付番号	
氏名		(印) 男 女			
生年月日	昭・平	年	月	日	生
住所		〒 ( ) - ( )		市 町 郡 村 番地	
		個人申込者 TEL ( )		◎FAX ( )	
勤務先	所在地	〒 ( ) - ( )		市 町 郡 村 番地	
	名称	TEL ( )		FAX ( )	
自動車運転免許証写 貼付欄 本人・住所確認の為			◎受講希望地		長野 上田 松本  希望地に○をして下さい
(注) フォークリフト運転技能講習修了証を取得し、現に当該業務に従事している者。 フォークリフト運転技能講習修了証番号 第 号					

◎受講票等はFAXで送信しますので、FAXがある場合は番号を記入してください。

★ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習開催における本人確認、修了証の交付のみに使用いたします。

〒381-8556 長野市南長池 710-3  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
長野県支部長 殿

--	--	--

## 車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育開催案内

事業者は、車両系荷役運搬機械等（労働安全衛生規則第151条の2）を用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業指揮を行わなければならないことになっています。

当該作業を指揮する場合は当該教育を受講し、荷役運搬作業における労働災害の防止に努めてください。

### 作業指揮者安全教育開催要綱

#### 1. 日時・場所

会場	開催月日	時間	開催場所	住所
長野	29年2月21日(火)	9:00～16:00	長野県トラック会館	長野市南長池710-3

#### 2. 受講料

一般及び陸災防会員 8,330円（税込）

○受講料は、下記宛郵便局備え付の「払込取扱票」で窓口かATMで送金願い、現金での受付は致しておりません。尚、「払替払込請求書兼受領証」の写しを受講申込書と共に送付願います。（注）受講料未納の場合は受け付けいたしません。

<b>郵便振替</b>	口座番号 <b>00560-3-5368</b>
	振込先名 <b>陸 災 防</b>
	(注) 払込手数料は受講者負担でお願いします。

○受講申込後の取消し及び欠席の場合は、受講料を返却いたしません。  
(労働安全衛生法関係手数料令第7条2項による。)

#### 3. 受講対象者

車両系荷役運搬機械等を用いた作業を直接指揮、監督するものであって、今までに当講習を受講していない者。

#### 4. 申込方法

○別紙受講申込書により受講希望地を○で囲み、「振替払込請求書兼受領証」の写しを添付し、各開催日の10日前までに陸災防長野県支部宛送付してください。

○申込受付者には受講のお知らせと（受講票）をお送り（FAX）いたします。

※ 受講者を変更される場合は、事前に連絡願います。 TEL026-254-5171

5. 講習内容（作業指揮者必携 <安全教育テキスト>）

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」

- 関係法令
- 車両系荷役運搬機械等による作業
- 作業指揮者の職務等
- 災害事例等

6. その他

講習修了者に修了証を交付いたします。

7. 申込先

〒381-8556 長野市南長池710-3（長野県トラック会館内）  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）長野県支部  
TEL 026-254-5171

「参考」 労働安全衛生規則 第1章の2 荷役運搬機械等  
（定義）

第151条の2 この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

①フォークリフト ②ショベルローダー ③フォークローダー ④ストラルドキャリアー ⑤不整地運搬車 ⑥構内運搬（専ら荷を運搬する構造の自動車（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さが2.0メートル以下のものに限る。）のうち、最高速度が毎時15キロメートル以下のもの（前号に該当するものを除く。）をいう。）

⑦貨物自動車（専ら荷を運搬する構造の自動車（前2号に該当するものを除く。）をいう。）

（作業計画）

第151条の3 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車または貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第151条の7までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

（作業指揮者）

第151条の4 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第1項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない

写真添付  
2.5×3.0  
3か月以内

## 車両系荷役運搬機械等作業指揮者 受講申込書

ふりがな		※受付番号	
氏名		(印)	男女
生年月日	昭・平 年 月 日 生	本籍	都道府県
住所	〒 ( ) - ( ) 市 町 郡 村 番地		
	個人申込者 TEL ( )		◎FAX ( )
勤務先	所在地	〒 ( ) - ( ) 市 町 郡 村 番地	
	名称	TEL ( ) FAX ( )	
自動車運転免許証写 貼付欄 本人・住所確認の為		◎ 受 講 地	長野
<p>各資格は、受講資格に関係ありません。資格保持者は参考のため修了証番号を記入してください。</p> <p>フォークリフト運転技能講習修了証番号 第 号</p> <p>はい 作業主任者技能講習修了証番号 第 号</p>			

◎受講票等はFAXで送信しますので、FAXがある場合は番号を記入してください。

★ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習開催における本人確認、修了証の交付のみに使用いたします。

〒381-8556 長野市南長池 710-3  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
長野県支部長殿

--	--	--

## 荷役運搬機械等によるはい作業の安全教育開催案内

はい作業では、作業の効率化、省力化等の観点から、フォークリフト等の荷役運搬機械等を使用することが非常に多くなっています。特にこれらの荷役運搬機械等によるはい作業は、運転者の1人作業で行われることが多く、取り扱う荷も多種にわたっており、また、作業速度も大きいところから、荷の落下、崩壊等によって多くの労働災害が発生しています。作業を進めるうえで必要な知識を身につけこれらの労働災害を防止するため、荷役運搬等によるはい作業従事者、及び、はい作業主任者技能講習修了者に対して、安全教育を開催いたしますので多数の方が受講されますようお願いいたします。

### はい作業安全教育開催要綱

#### 1. 日時・場所

会場	開催月日	時間	開催場所	住所
長野	29年2月27日(月)	9:00～15:00	長野県トラック会館	長野市南長池710-3

#### 2. 受講料

一般及び陸災防会員 7,710円(税込)

○受講料は、下記宛郵便局備え付の「払込取扱票」で窓口かATMで送金願い、現金での受付は致しておりません。尚、「振替払込請求書兼受領証」の写しを受講申込書と共に送付願います。(注)受講料未納の場合は受け付けいたしません。

**郵便振替**

**口座番号 00560-3-5368**

**振込先名 陸 災 防**

**(注) 払込手数料は受講者負担でお願いします。**

○受講申込後の取消し及び欠席の場合は、受講料を返却いたしません。  
(労働安全衛生法関係手数料令第7条2項による。)

#### 3. 目的

近年のはい作業では、作業の効率化、省力化等の観点から、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械、クレーン、移動式クレーン(以下「荷役運搬機械等」という)を使用することが多くなっている。特に、これらの荷役運搬機械等によるはい作業は運

転者の1人作業で行われることが多く、取り扱う荷も一般に長尺物、重量物であり、また、作業速度も大きいところから、荷の落下、崩壊等によって多くの労働災害が発生している。このため、荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対して、安全に作業を進めるため必要な知識を付与し、労働災害の防止を図ることとする。

#### 4. 受講対象者

荷役運搬機械等によるはい作業に従事する労働者とする。

#### 5. 申込方法

- 別紙受講申込書により受講希望地を○で囲み「振替振込請求書兼受領証」の写しを添付し、各開催日の10日前までに、陸災防長野県支部宛送付して下さい。
- 申込受付者には受講のお知らせと（受講票）をお送り（FAX）いたします。  
※受講者を変更される場合は、事前に連絡ねがいます。TEL026-254-5171

#### 6. 講習内容（テキスト・・・荷役運搬機械等による はい作業の安全）

- 関係法令
- はいに関する知識
- 荷役運搬機械等によるはい付けはいくずしの方法  
荷役運搬機械等の点検及び整備の方法
- 災害事例等

#### 7. その他

講習修了者に修了証を交付いたします。

#### 8. 申込先

〒381-8556 長野市南長池710-3（長野県トラック会館内）  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）長野県支部  
TEL 026-254-5171



